

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法			法令番号	昭和23年法律第242号				
手続名	合算信用供与等限度額を超える特例の承認（漁連）			根拠条項	第92条第1項（第11条の14第2項後段（第11条の14第1項ただし書準用）準用）				
審査基準	水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）第10条第14項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第19条第1項の規定によることとする。								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 標準経由期間	1月 日	目次 No.